

# 市内事業者向けの支援

## 合志市事業者定額支援金事業を受け付けています

●問い合わせ先 商工振興課 ☎248-1115

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少した市内事業者を幅広く支援するため、合志市事業継続支援金の対象要件を拡大し、合志市事業者定額支援金として申請を受け付けています。

事業名	合志市事業者定額支援金	
対象となる人	新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年1月以降に前年同月比で売上が減少した月がある市内事業者(市内農業者も含む) ※国の持続化給付金、県の継続支援金を受けた事業者も申請できます。	
対象にならない人	・市外に事業所があり、令和2年6月1日以降に市に転入した事業者 ・合志市事業継続支援金の給付を受けた事業者	
売上減収率	前年同月比20%以上～50%未満	前年同月比 50%以上
支援金の額	一律 10万円	法人 一律 20万円 個人事業主 一律 10万円
申請期限	令和2年12月末(予定)	

※合志市事業継続支援金の申請期限を令和3年2月末までとしておりましたが、合志市事業者定額支援金に移行したことに伴い、令和2年12月末までとなりますのでご注意ください。

## 新型コロナウイルス感染症に関する 経営のお悩み個別相談会

●問い合わせ先 商工振興課 ☎248-1115

国の持続化給付金や、家賃補助などの電子申請のサポートや資金繰り、雇用調整助成金などの経営に関する悩みを何度でも無料で中小企業診断士、社会保険労務士などの専門家が相談に応じます。

対象者	市内事業者(農業者を含みます)
開催日	毎月第1、第3水曜日に開催を予定していますが、第10回は第3水曜日から第3火曜日に日程を変更しておりますのでご注意ください。 ・第10回 11月17日(火) ・第11回 12月2日(水) ※開催内容は申込状況によって変更する場合があります。 事前申込制、先着順です。詳しくは市ホームページをご覧ください。
と き	①午前9時～10時30分 ②午前10時30分～正午 ③午後1時～2時30分 ④午後2時30分～4時
と ころ	ルーロ合志 マルチスペース



# 市民向けの支援

## 新型コロナウイルス感染症の影響により保険料(税)の納付が困難な人へ

要件	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が次のいずれかの要件を満たすときは、保険料(税)が減免される場合があります。 ①新型コロナウイルス感染症により、死亡し、または重篤な傷病を負った場合 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という)の減少が見込まれ次の(1)～(3)の全てに該当する場合 (1)事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の10分の3以上であること。 (2)前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。 (3)減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。 ※介護保険料については(1)・(3)に該当する第一号被保険者(65歳以上)が対象となります。
減免額	上記①の場合 全額免除 上記②の場合 (介護保険料) 表1の減免対象保険料に表2の減免割合をかけた金額 (国民健康保険税・後期高齢者医療保険料) 表3の減免対象保険料(税)に表4の減免割合をかけた金額
対象となる保険料(税)	令和元年度分・令和2年度分の保険料(税)で次に該当するもの 普通徴収 令和2年2月1日から令和3年3月31日に納期限が到来するもの 特別徴収 令和2年2月1日から令和3年3月31日までに特別徴収対象者の年金給付の支払い日が設定されているもの
申請方法	申請には収入を証明する書類などが必要になります。詳しくはお問い合わせください。
申請期限	令和3年3月31日(水)
問い合わせ先	・介護保険料について 高齢者支援課 介護保険班 ☎248-1102 ・国民健康保険税について 税務課 市税班 ☎248-1114 ・後期高齢者医療保険料について 保険年金課 保険年金班 ☎248-1275

### ▶介護保険料

表1

減免対象保険料額 = A × B / C
A 当該第一号被保険者の保険料額
B 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる前年の所得額
C 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

表2

前年の合計所得金額	減額または免除の割合(D)
事業の廃止や失業の場合	全部
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8

### ▶国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

表3

減免対象保険料(税)額 = A × B / C
A 世帯の被保険者全員について算定した保険料(税)額
B 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる前年の所得額(減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者および当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

表4

前年の合計所得金額	減額または免除の割合(D)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

### ▶減免額の計算式(介護保険料、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料ともに共通)

対象保険料(税)額 (A × B / C)	×	減額または免除の割合 D	=	保険料(税)減免額
--------------------------	---	-----------------	---	-----------